

挨拶…P2 神奈川社会福祉センター開所に寄せて

県社協のひろば…P8~11

かながわで保育のしごと、しませんか？

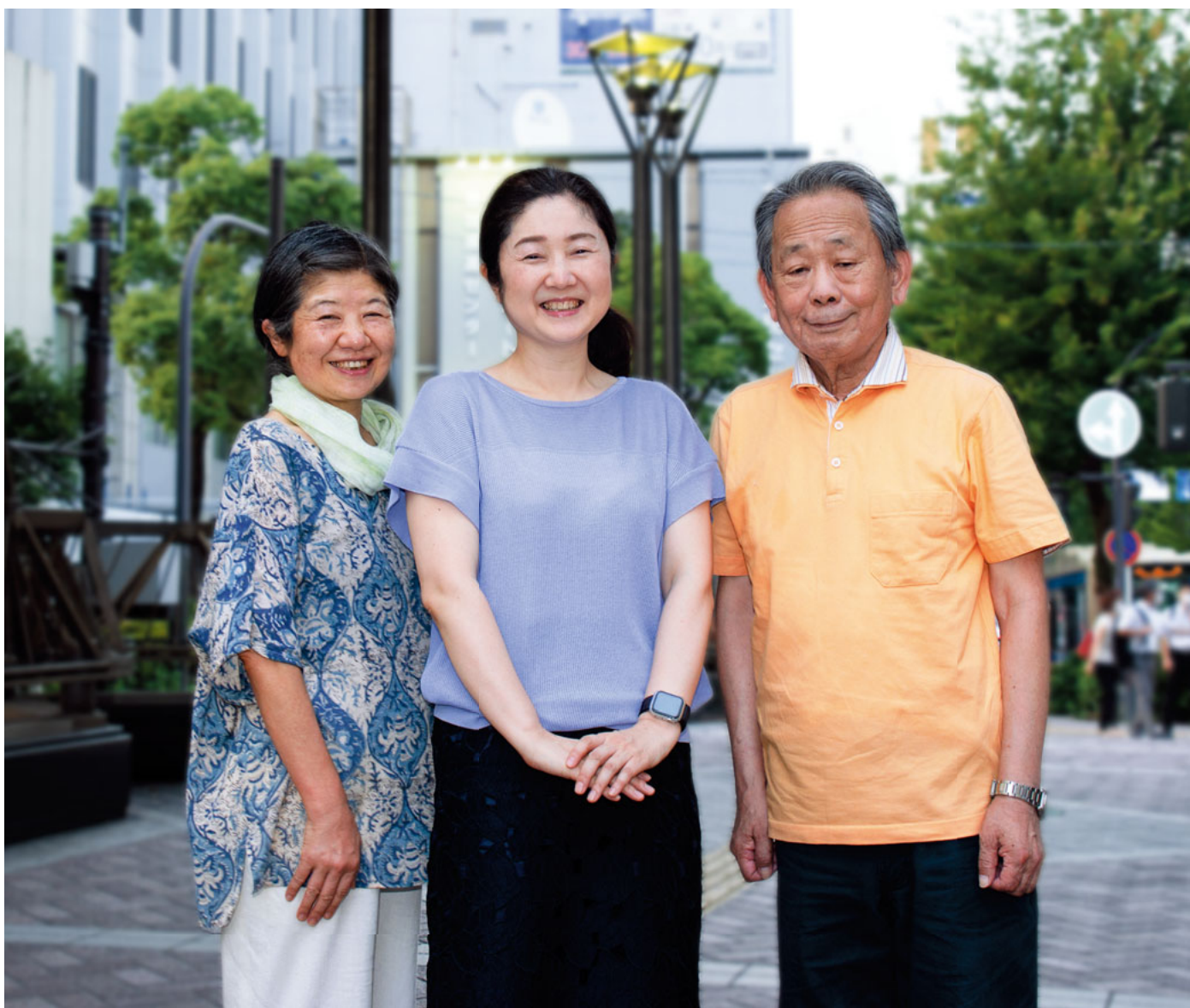
～保育士・保育所支援センターは一つ一つの相談を大切に活動しています！
あんしんして地域で暮らすために

～日常生活自立支援事業 県社協契約締結審査会の取り組み

民生委員児童委員のなり手確保に向けて

令和3年度 ともしび基金を活用した本会との協働モデル事業

～「外国につながる住民の高齢化に伴う生活課題への対応」に向けて



▶今月の表紙 外国につながる人が、すべての人が、自分らしく年を重ねていくことができる地域づくりを目指して
—ユッカの会 (多文化高齢社会ネットかながわ)

【詳しくは12面へ】 撮影：菊地信夫

神奈川県社会福祉センター開所に寄せて



社会福祉法人

神奈川県社会福祉協議会

会長 篠原正治

未だ暑い日が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大について連日報道されています。

そのような中でも、会員の方々におかれましては、創意工夫で目の前の福祉ニーズに応えようとしておられることに敬服いたします。また、本会活動に対しても、温かいご支援とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本紙年頭のご挨拶で、「令和3年、いよいよ神奈川県社会福祉センターへの移転等、心機一転の年」と書かせていただきましたが、去る8月2日に無事、開所したことをご報告いたします。これは、本

会会員はじめ、神奈川県、神奈川県議会、関係者、建設関係者の皆さまのご尽力の賜物であることに、

心より感謝申し上げますとともに、多くの方々からご協賛いただきました。誠にありがとうございます。センターの整備方針を固めてから5年強。待ちに待ったという気持ちになっただけではないのではないのでしょうか。

さて、ここ数年間の福祉を取り巻く状況として、3つのことを特筆したいと思います。

一つ目は、地域共生社会の実現に向けた取り組みが始まっていること。二つ目は、福祉人材の確保は、介護人材や保育人材だけでは

なく、民生委員児童委員など地域の担い手不足も大きな問題となっていること。三つ目は、続いている大規模災害への対応や本県が被災した時の対応等について考えていかなければいけない状況であること。

これらを踏まえながら、当センターは、「福祉関係団体の交流拠点」「福祉・介護・保育人材の養成拠点」「災害時における福祉的支援の拠点」のそれぞれの役割・機能を最大限に活用し、発揮していく必要があります。

その取り組みを、神奈川県民の福祉の向上に向けて、県内の福祉関係者の皆さまと知恵を出し合い、力を合わせ連携しながら、オール神奈川で進めてまいります所存でございます。どうぞよろしくお願いたします。

令和3年8月吉日

8月2日に開所式が開催される

令和3年8月、本会の新たな拠点となる「神奈川県社会福祉センター」がオープンし、2日に開所式を開催しました。

式は、本会員はじめ関係者とともに、盛大に行いたいところでしたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の期間だったことから、ご来賓をお招きすることを見合わせ、規模を縮小し実施しました。

当日は、篠原会長、小泉副会長、そして、県共同募金会の中島常務理事兼事務局長がテープにハサミを入れ、スタートしました。

篠原会長は、挨拶の中で、無事にセンターが開所できたことを喜びの声とともに報告し、多くの方のご協賛に感謝しつつ、県、県議会、本会員、関係者、建設関係者等々へ謝辞を述べました。



テープにハサミを入れる左から小泉副会長、篠原会長、中島県共同募金会常務理事兼事務局長



続けて、ここ数年間の福祉を取り巻く状況を挙げながら、新センターは、沢渡の社会福祉会館で行ってきた会員や関係者との協働による取り組みを継続するとともに、「福祉関係団体の交流拠点」「福祉・介護・保育人材の養成拠点」「災害時における福祉的支援の拠点」としての役割・機能を会員組織、県共同募金会をはじめとする関係機関との連携により発揮したいと述べました。

その後、開所式に出席を予定していた黒岩県知事、小島県議会議長から祝辞をいただき、司会が代読。黒岩県知事からは、本センターが「新たな課題にも対応する拠点として整備されたことを、心強く思っている」との言葉をいただきました。また、小島県議会議長からは「ともに生き、支え合う社会」づくりに向けた活動がさらに発展していくことへの期待の言葉をいただき、式は終了しました。

(企画課)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和3年度

ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〈保険会社〉 TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJ20-12302 2020.12.28作成)

見守りロボットをひとり暮らし高齢者に提供

「コロナ禍で、会えない家族も見守られて安心！」（愛川町）

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民や離れて暮らす家族の訪問による見守り機会の減少と、外出自粛などに伴う社会活動及び交流機会の減少により、ひとり暮らし高齢者の孤立や心身機能の低下から介護リスクの増大が懸念されています。このことから、愛川町では、コミュニケーション・ロボット「PaPeRo i（パペロイ）」を活用し、ひとり暮らし高齢者の方が、住み慣れた地域で安心して生活できる新しい見守り方法について検証するため、実証実験を行いました。

パペロイを使った見守りへの取り組みは、全国で6事例目となり、東日本地区では初の導入事例となります。

実証実験の概要

実証実験は、4月1日から4月30日までに応募のあった、町内在住のひとり暮らし高齢者世帯、先着10世帯を対象に行われました。6月28日から30日にかけて、町高齢介護課職員が各ご家庭に機器を貸し出して設置、合わせて操作説明などを行いました。貸し出されるのはロボット本体と操作等に使用する10インチ小型テレビ端末、インターネットに接続するためのルータ機器です。

7月1日から8月31日までの2か月間使用してもらい、活用状況等を参考にしながら、令和4年度以降の本格導入に向けて検討を行っています。

主な機能

主な機能には、「今日の天気は？」、「今日のニュースを教えて」など、話しかけると察知して返事をする、コミュニケーション機能と、1日3回、設定時間を決め、利用者の写真を撮って、登録した家族等に送付する機能があります。撮影が丸一日滞ったり、緊急通報ボタンが押されたりするとアラームメールが登録者に届くようになっていきます。



高さ30センチほどのロボットで、AIスピーカや照度センサーを内蔵している



毎日の話し相手として活躍。フレイル（加齢による虚弱）予防や心の癒しにつながる事が期待される

遠方にいる家族のスマートフォンから「室内の様子を撮影して」とパペロイに依頼し、利用者が倒れていないか緊急写真撮影で確認することもできます。また、家族からのメッセージ、写真、動画などを預かって再生・返信したり、言葉のクイズや体操の動画を再生したりと介護予防に効果がある機能を持つほか、災害時等に町が発出する防災メール等を受信して読み上げ、タブレット端末に表示することもできます。

【愛川町 その他のひとり暮らし高齢者見守り事業】

「ひとり暮らし高齢者等見守りサポートモデル事業」（現在は終了）

平成29年度に春日台地区をモデル地区とし、日本郵便が提供しているタブレット端末を利用した安否確認や服薬確認などを通して、高齢者の皆さんの生活の見守り事業を実施しました。

「ひとり暮らし高齢者等みまもりでんわサービス利用料助成事業」

ひとり暮らし高齢者等の日常生活における不安の解消を図るため、日本郵便が提供している「みまもりでんわサービス」を活用した事業。ご利用者に毎日指定された時間帯に自動音声電話をお掛けし、ご利用者への体調確認結果を、ご家族等にメールでお知らせするサービスで、町では利用料の一部を助成しています。

今後の導入にむけて

搭載された機能によって、利用者の孤独感の解消、癒し効果と安心感を提供するほか、認知機能低下予防やフレイル予防の効果も期待されています。

今回の実証実験を経て、地域で暮らす高齢者と、遠方にいる家族が安心できる見守りの支援につながればと思います。（愛川町高齢介護課）

これからサービスを利用する人にむけて — 全社協、障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレットを改訂

全社協は7月、「障害福祉サービスの利用について 2021年4月版」を改訂、刊行しました。障害者総合支援法における各サービスについて説明がされているパンフレットです。

本書には、①障害者を対象としたサービス②障害児を対象としたサービス③相談支援④地域生活支援事業⑤利用の手続き⑥利用者負担の仕組みと軽減措置⑦障害に係る自立支援医療⑧補装具の制度⑨障害福祉サービスの情報公表制度と、9つの項目によって制度上のサービスについて説明し、関連法の概要等が掲載されています。

令和3年4月からの障害福祉サービス等報酬改定では、医療的ケア児へのサービスについて基本報酬が新設される等、支援の推進が図られています。そのため、本書にも、医療的ケア児の障害福祉サービス利用についても触れられています。

また、自己負担額や減免となる費用がどの部分にあたるのか等が図によって解説されており、わか

りやすく読み進めることができます。これからサービスを利用しようと考えている人への手引きとしてはもちろんのこと、最新の制度動向を知ることができる資料として関係者にも参考となるものとなっています。

本書のPDF版は、全社協のホームページからダウンロードすることができます。また、全社協出版部からパンフレット冊子の購入が可能です。



全社協ホームページ
URL https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/index.html

「福祉の本出版目録」
URL <https://www.fukushinoh.or.gr.jp/>

(企画課)

令和3年度
**社会福祉施設
総合損害補償**

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

**老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!**

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

■ 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)		
	定員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料	+
		【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

プラン2 施設利用者の補償
プラン3 施設職員の補償
プラン4 社会福祉法人役員等の補償

スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

(SJ20-12299 2020.12.28 作成)

●困窮者の住まい相談窓口を設置

電話とメールで

厚生労働省は、ホームレスやインターネットカフェで寝泊まりする人たちの住まいの悩み相談に、電話やメールで応じる窓口「すまこま」を開く。新型コロナウイルス感染拡大による雇用情勢悪化で家賃を払えず、住居を失う人が増えており、相談を通じて政府の支援策につなげることを目指す。

窓口対応は (N)ホームレス支援全国ネットワークが請け負う。☎0120-050-593 平日午前9時～午後6時で、一部の土曜日、祝日も相談を受け付ける。

●「特別支援学級」の外国籍の子ども

文科省初の全国規模調査

日本語が不得意な外国籍の児童生徒のうち、障害のある子ども向けの「特別支援学級」に在籍する人数を把握するため、文部科学省が初の全国調査に着手した。

日本語能力を理由に、学びを阻害されたとの訴えが後を絶たないことから、実態を広く明らかにして指導環境の改善につなげる必要があると判断し、調査に踏み切った。調査票には「障害がないにもかかわらず日本語指導が必要という理由で支援学級に入れることは不適切」と明記している。調査結果は2021年度末までに公表する方針。

●車いす対応のUDタクシー

割増料金設定で3社指導

車いすのまま乗車できる、スロープを備えたユニバーサルデザイン (UD) タクシーで、青森、水戸、広島3市にあるタクシー会社が、車いす利用者の乗降に追加料金を設定しているのは差別的な扱いに当たるとして、運輸局が撤回するよう3社に指導した。

利用者が車いすでUDタクシーに乗降する際、広島市の会社は1,000円、青森市の会社は介助目的で300円の割増料金を設定していた。

利用者から連絡を受けた運輸局は「障害者に配慮して運用すべきで、追加料金は差別に当たる」と指摘した。

●介護施設の利用料 8月から大幅増

介護保険施設の利用料補助について、8月より大幅な見直しがされた。補助の対象となっている住民税非課税世帯で、所得の低い人向けの食費や部屋代の補助が縮小されることとなり、利用料の大幅増となっている。

補助を受ける要件に見直しが入り、従来は単身世帯で100万円となっていた預金の上限額が、650万円～500万円に引き下げられた。これに伴い、補助対象外となる人も出てくると考えられている。

補助対象から外れた場合、介護保険施設の利用にかかる食費と部屋代は自己負担となるが、厚生労働省は「食費の負担が増えて生活が厳しくなった場合、社会福祉法人で実施する利用者負担軽減制度が利用できる場合がある」と案内している。

●特養のLIFE (科学的介護情報システム)

運用支援

かながわ福祉サービス振興会は、4月に稼働した「LIFE」の普及に向け、神奈川県内の四つの特別養護老人ホームをモデル事業所として取り組み、得られた成果をもとにLIFEの運用体制整備や活用方法などについて整理し、今年度末に広く周知する。

同会はLIFE推進委員会を設置し、事業所におけるLIFEの普及、支援に取り組むことにした。来年度以降はデイサービスや老人保健施設でも実施し、2024年度の介護報酬改定を想定した活動も行う予定。

●「移動」を個別給付に、と意見

障害者総合支援法の見直しを進めている厚生労働省社会保障審議会障害者部会で、市町村が行う「移動支援」を個別給付に移すよう求める意見が上がった。

個別給付になると利用者の受給権が明確になり、国の負担は義務的経費になる。取り組みに格差のある市町村事業ではなく、全国どこでも同じようなニーズがあるものは個別給付にすべきという考え方が強まっている。

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者等の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

「新しい」「懐かしい」「いつもの」 ラジオに触れてみませんか？

あなたはラジオを聞きますか？テレワーク中や、おうち時間が多くなったことで、ラジオを聞く方が増えているそうです。今聞いてない方の中には、「ラジオって何？」という方もいると思いますし、「昔聞いていたなあ」という方もいると思います。

ラジオは音声だけの放送なので、気軽に気楽に聞くことができます。ラジオを聞く方法や番組の探し方などの最近のラジオ事情を含め、ラジオの楽しさや魅力をお伝えします。

コロナ禍でラジオを聞く人が増えている、そんなデータがあります。みなさんは最近ラジオを聞きましたか？もしかするとラジオって何？という方もいるかもしれません。ラジオは電波を受信して聞く音声のみの放送です。お店で放送が流れていたり、カーラジオを意識せずに聞いていたり、意外に聞いたことはあると思います。昔は聞いていたけど…という方もいるでしょう。もしかしたらその頃と比べて、ラジオは進化や変化をしているかもしれません。



ラジオを聞く方法

ラジオ放送を聞く方法は大きく分けて2つあります。ひとつは放送を受信するラジオプレーヤーを使う方法、もうひとつはスマホやパソコンでradikoというアプリを使う方法です。

ラジオプレーヤーは据え置き型のものからポケットに入るものまでさまざまな種類があります。テレビと比べると聞く場所を選びません。また、乾電池で動くものや手回し充電で動くものもあり、災害時に便利です。ラジオ電波が届く場所ならどこでも聞けます。

radikoはスマホやパソコンなどのアプリです。携帯電話回線やインターネット回線があればクリアにラジオ放送を聞くことができます。タイムフリーという、放送終了後1週間以内なら放送済の番組を聞くことの出来る機能があり、聴き逃してもあとから聞くことができます。

また、エリアごとに聞けるラジオ局が設定されています。設定されているエリア内ならば少し遠いラジオ局の放送も聞くことができます。例えば神奈川県西部でも埼玉や千葉の放送を聞くことができます。radikoの有料プランに加入すれば全国の放送を聞くことができます。例えば好きな芸能人などが違うエリアで番組を持っている場合、有料プランにするのもお勧めです。

ラジオでもradikoでも、家にいる時間でも電車の中

今月は

⇒ **bipolar-quest (ばいぽーらくえすと)**

がお伝えます！

双極性障害当事者の生き方を探求・探索するために語り合う集まりです。参加条件は双極性障害(躁うつ病・双極症)と診断された当事者。ニックネーム制・予約不要・テーマ持ちより制・自己紹介必須。主に横浜で活動中。2013年活動開始。

〈連絡先〉  <https://bipolar-quest.com>

ばいぽーらくえすと で検索

サイト内のお問い合わせよりご連絡ください



でもクルマの中でも気軽に番組を聞くことができます。

番組を探してみよう

ラジオ番組には情報番組・ニュース番組・音楽番組・トーク中心の番組・スポーツ実況など種類もいろいろあります。また、ラジオ局によってさまざまな特徴があります。番組を探すには新聞のラジオテレビ欄やラジオ局のサイト等の他、radikoならばアプリ内に番組表があります。この番組が始まると何時、このコーナーが始まると何時というように時報代わりに、生活のリズム作りに使うこともできます。

ラジオは双方向

ラジオの向こうには人がいます。出演しているDJだけではなく、どこかで同じ番組を聴いているリスナーがいます。メールやファクシミリを募集しているリスナー参加型の番組も多く、今はTwitter等のSNSで同じ番組を聴いている仲間と交流することもできます。

ラジオから流れる情報や音楽は、自分自身のチョイスではなく他の誰かが選んだものです。自分では思いつかないような新しい発見や出会いがあります。特に生放送の番組では、今読まれたメールの反応をすぐにメールで送ることが出来るなど、近くに「人」を感じることが出来ます。そんな見知らぬ誰かの楽しいことや悩みをなんとなく共有出来るのもラジオです。テレビと比べると番組ととても近いです。



ラジオの場合、耳から入る音声がすべての情報です。すこし目を休めながらも聞けるし、何かしながら聞くにも向いています。特にコロナ禍の今、情報の波に疲れを感じている方もいると思います。そんな時、たまにはラジオに切り替えて、少しだけゆったりしてみませんか。

かながわで保育のしごと、しませんか？

～保育士・保育所支援センターは二つ二つの相談を大切に活動しています！

今般、保育所では新型コロナウイルス感染症対策として検温、手指・遊具・部屋などの入念な消毒作業や、保護者への子どもの引き渡し方法の変更、分散保育の実施などで、保育士の業務量が増加しています。

しかし全社協全国保育協議会が昨年11月に公表した「新型コロナウイルス感染症への対応等に関するアンケート調査」では保育所の利用者のみならず、保育関係者が保育所の社会的意義や役割を再確認・再評価することにつながったことや、保育士自身も、自分の専門的な仕事の重要性が再確認できたというデータが示されています。保育士は今、子どもたちの健やかな成長を守るため、厳しい環境下で、自ら専門性を見つめ直し、仕事の意義を感じながら働いています。

こうした中、かながわ保育士・保育所支援センター（以下、センター）では8月21日に、感染症予防対策を強化し、海老名市総合福祉会館で保育のしごと就職相談会

を開催しました。参加されたのは、久しぶりの現場復帰を考えたものの不安要素がある人、コロナ禍で園の保育方針がどのようなになっているか知りたい人、あるいは国家試験や県独自試験を合格し、園での実習経験がないが勤めてみたいと考えている人、学校を卒業して来春から働こうと考えている人などさまざまな方でした。相談会参加者の感想からは「なかなか現場の方にお話を伺うことができなかったので、直接伺うことで不安が少なくなりました」「このような状況でも開催していただき有難かった。園見学を遠慮していたので、担当者と話ができてよかった」「各法人の保育理念がわかってよかった」という声をいただきました。

対面だけでなく電話やメールでの求職相談も



今後の「保育のしごと就職相談会」開催予定

10月2日・日石横浜ホール（横浜市）／
11月30日・シリウス（大和市）／12月18日・新百合21ホール（川崎市）／R4年2月25日・ユニコムプラザさがみはら（相模原市）／※感染状況により中止する場合があります。詳細はホームページ（<https://www.kanagawahoiku.jp/>）でご確認ください。

（かながわ保育士・保育所支援センター）

センターでは実施していますが、就職活動でネットや紙からの情報だけをもって応募まで進むことはミスマッチやトラブルにつながることも少なくありません。同じく求人事業者側も、とりわけ子どもの命を預かる職場では、直接求職者と対面しての採用活動が必要です。

センターは、委託元の県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市と調整を図りながら、ともに働く仲間を増やすため、保育士として働きたい人と、働く人を求める保育所との橋渡しを丁寧に行い、求人・求職者の活動支援を展開していきます。

印刷の事ならおまかせください

お気軽に相談ください！

株式会社 あんざい

横浜市港南区下永谷3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

一般社団法人
神奈川県福祉研究会

社会福祉事業等の経理相談・経理指導・会計監査・経営相談
指導監査に関する相談・指導
社会福祉法人会計・法人運営に関する研修の受託

代表理事 八木 時雄 (☎042-773-9266)
理事 辻村 祥造 (☎045-311-5162)
同 西迫 一郎 (☎046-221-1328)
同 浅木 克真 (☎045-751-2734)

2020年で創立60周年

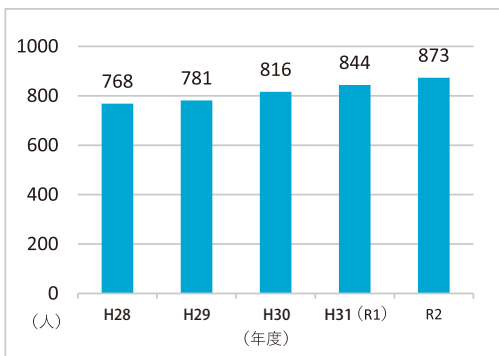
印刷で色とりどりの社会へ

デザイン
印刷
ホームページ制作

KKI 印刷

〒236-0004
横浜市金沢区福浦2-1-12
TEL 045(785)1700
FAX 045(784)6902
<http://www.kki.co.jp/>

図1 実利用人数（政令市を除く）



日常生活自立支援事業は、認知症や知的障害、精神障害等により、日常生活に不安のある方が地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、金銭管理や重要書類等の預かりなどの支援を通じて、判断能力が十分でない方等の権利を守る事業です。本県（政令市を除く）では、令和3年3月末現在、873人の方にご利用いただいています。（図1）

本事業は、判断能力が十分でない方等を対象としていますが、そ

あんしんして地域で暮らすために

日常生活自立支援事業 県協契約締結審査会の取り組み

日常生活自立支援事業とは

の利用にあたっては、契約が前提となるため、本人に利用契約の内容を理解できる能力と、利用意思があることが必要です。そのため、社協の専門員による相談・調査を行います。本人の契約締結能力に疑義がある等の場合には、契約締結審査会で審査を行う仕組みになっています。

県協契約締結審査会

この契約締結審査会では、本人の契約締結能力の有無や本事業の

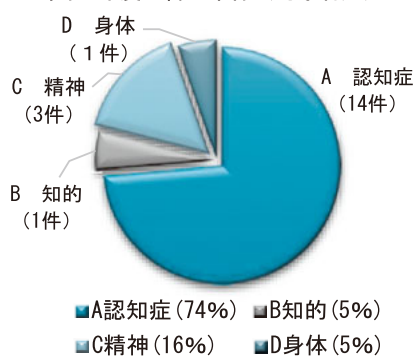
No.	審査会での審査事項（県協専門員活動マニュアル抜粋）
1	「契約締結判定ガイドライン※」で契約締結能力に疑義がある。 ※本事業の利用意思・判断能力についての調査
2	毎月の収支が赤字となる人の支援計画の作成。
3	負債の返済を支援計画に記載し、日常的金銭管理サービスで支援する。
4	成年後見人等もしくは成年後見人等が選任された本人と契約する。
5	親権者から同意書を得ることができない未成年者と契約する。
6	市町村社協からの解約を申し出る場合
7	その他、利用者の利用意思、契約締結能力に疑義はないが、何らかの理由によって、本事業による契約の可否・支援の必要性について事務局内での判断が難しい。

支援の必要性、支援内容について、法律、福祉・医療などの専門的見地から審査を行うとともに、本人を支援する際の留意点などの助言等を行っています。

昨年1年間の審査状況

令和2年度の契約締結審査会では、計19件の審査・助言を行いました。認知症の進行により金銭管理が難しくなったケースや、本人の障害特性を踏まえた関わり方が必要なケース、最近増える傾向にあるキャッシュレス決済による買い物により生活費が逼迫しているケース等、さまざまな案件がありました。

令和2年度の審査案件（対象者別）



また、本人の判断能力の低下により成年後見制度へ移行する必要性のあるケースが増えてきており、成年後見制度利用促進基本計画においても、本事業から成年後見制度への適切な移行については課題ととらえています。

コロナ禍における事業の継続

本事業は本人の日常生活の支援を行うものであることから、コロナ禍においても継続することが求められています。訪問時間の短縮や、リモートによる面談など、感染予防策を講じながら支援活動を実施しています。

直接本人と面談が出来ない中で、アセスメントやモニタリングを行うことの難しさを抱えながらも活動している専門員を支えるため、契約締結審査会自体も緊急事態宣言下ではオンライン等を活用しながら開催し、審査を継続しています。

契約締結審査会では、判断能力が十分でない方であっても、見守りや金銭管理等を通じて、意思決定の支援をすることで、その人らしい生活が送れるよう、引き続きさまざまな観点から意見を出し合い、審査を行って参ります。

（権利擁護推進課）

民生委員児童委員のなり手確保に向けて

いま地域では、高齢化や人口減少、人間関係の希薄化などによる住民の生活課題の多様化、複合化が進行していることを背景に、民生委員児童委員（以下、委員）の活動への期待がますます高まっています。一方で、欠員の増加や在任期間の短縮化が目立つようになっており、中長期的な視野で充足率向上に向けた検討を進めていく必要があります。

『仕事・子育て・介護をしながら』活動している民生委員児童委員に関する調査報告書

こうした中、本会民生委員児童委員部会（以下、部会）では、今後増えると予想される「仕事・子育て・介護をしながら」（以下、「〇〇しながら」）活動する委員の現状を把握し、「〇〇しながら」でも委員活動を継続しやすい環境について整理するために、平成31年から令和2年度にかけて委員にアンケート及び聞き取り調査を実施しました。

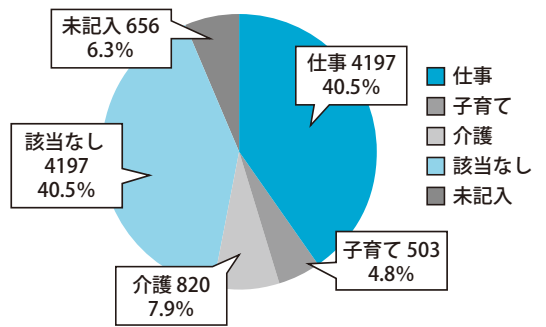
アンケート調査では、県内委員9626名のうち、約半数が仕事、

子育て、介護のいずれかを行いながら委員活動をしており、重複して行っている委員も7.2%いることがわかりました。このうち、「〇〇しながら」活動する委員7名への聞き取り調査では、会社勤めや介護・育児等で培った経験や知識が委員活動の中で生かされ、地域とのつながりが深まっていくことへの喜びややりがいを感じることができました。

『〇〇しながらでも委員活動できるための『11の要素』』

- ①会議等の出欠について周囲の理解があること
- ②役職・役割任命時の配慮があること
- ③委員同士の支え合いができること
- ④無理なく活動していこうと申し合せをすること
- ⑤効率的に学べる機会があること
- ⑥職場の理解と家族の協力を得やすくするための工夫をすること
- ⑦委員として大切にすべきことの共有ができること
- ⑧関係機関との連携の仕組みがあること
- ⑨みんなが納得する民児協運営をすること
- ⑩〇〇の経験を委員活動に活かすこと
- ⑪「委員になって良かった」という気持ちを大切にすること

〇〇しながら活動している委員内訳
(複数回答)



これらの声から、「〇〇しながらでも委員活動できるための『11の要素』」が浮かび上がってきました。

今後はこうした要素をふまえ、「〇〇しながら」でも委員活動しやすくなるよう部会として取り組みとともに、各民生委員児童委員協議会や関係機関に働きかけてまいります。

『仕事・子育て・介護をしながら』活動している民生委員児童委員に関する調査報告書（2021年6月発行）

URL http://www.knsyk.jp/s/shiru/minzikyoku_bukai.html



ACジャパン支援キャンペーンのご紹介

一方で、委員を身近な存在として知ってもらおうための全国的な取り組みも進められています。全国民生委員児童委員連合会では、7月からACジャパンの支援キャンペーンによる全国規模の広報を展開しています。「学生時代、クラスに学級委員がいたように、自分のまちには委員がいる」と、①テレビ・ラジオCM、②新聞・雑誌広告、③PRポスターの3つを通じて、1年間にわたり発信し続けます。広告はACジャパンホームページからご視聴になれますので、ぜひご覧ください。（地域課）



ACジャパンホームページ

URL http://www.ad-c.or.jp/campaign/support/support_07.html



令和3年度TKNK事業予定

- ・シンポジウムの開催（年2回程度）
- ・県民講座の開催（年4回程度）
- ・「やさしい日本語」講座（計9回程度）
- ・外国につながる高齢者へのインタビュー調査及び報告書（速報版）作成
- ・その他、文献調査等

今年度から、ともしび基金による助成事業として、本会との協働モデル事業「外国につながる住民の高齢化に伴う生活課題への対応」に関する取り組みが始まっています。本事業の助成先であるユツカの会は、中国残留邦人帰国者家族や外国につながる人々の日本語学習、子どもの補習、生活上の相談等を行っているボランティア団体。この協働事業を実施するにあたり、事業に賛同する専門職等の有志を募り、ユツカの会内に「多文化高齢社会ネットワークかながわ（以下、TKNK）」というグループを立ち上げて、事業を推進しています。「外国につながる住民の高齢化」については、当事者の実態把握、福祉施設等の受け入れ体制の把握、情報提供の仕組み、支援のための研修プログラムなどが課題と

令和3年度ともしび基金を活用した本会との協働モデル事業「外国につながる住民の高齢化に伴う生活課題への対応」に向けて

なっています。

これらについて、当事者や支援者へのヒアリング調査などを通して課題を投げかけ、住民や関係者の理解を広げながら、多文化理解の促進、やさしい日本語の普及、多言語対応の進展等を踏まえた各種サービス開発と、それら取り組みを通じた誰もが暮らしやすいインクルーシブな社会の実現、すべての人が自分らしく年を重ねていくことができる地域づくりをすすめます。

今年度は別表の事業を実施予定。3年間で、①外国人住民高齢化の現状把握（調査・報告）、②外国人高齢者向けのサービスの有無の把握（調査・データベース化）、③介護保険制度等の周知の検討及び実施（講座・パンフレット等作成）、④文化のおよび言語的多様性に配慮した外国人高齢者向けのサービスの開発（ネットワーキング・実践）の4つを目指します。多文化に関するさまざまな分野で活動するメンバーからなるTKNKと、地域福祉にかかわる多様な組織・団体の協議体である本会が協働して、豊かな地域社会が開けていくよう、取り組みをすすめてまいります。

（地域課）

会員・関係機関主催

社会福祉会計簿記認定試験

◇日時 12月5日（日）

◇会場 東武横浜第3ビル第2会議室（横浜市西区北幸2-8-29）

◇費用 初級6600円、中級8000円、上級（2科目）17600円

※上級の単科目受験は11000円

◇申込期間 9月13日（月）～11月8日（月）

◇問合せ先 ㈱ 神奈川県福祉研究会

☎ 042-773-9266

☎ 042-773-0834

寄付金品ありがとうございました

【交通遺児援護基金】(株)エスホケン

【子ども福祉基金】脇隆志、ドリーム財団、(株)エスホケン

【ともしび基金】ドリーム財団

【県社協への寄附】(福)神奈川県共同募金会、福田勝樹
(合計7件72050円)

【寄附物品】(株)洋光

【ライフサポート事業】

【寄附物品】(公社)フードバンクかながわ、(N)セカンド・ハーベストジャパン
(いずれも順不同、敬称略)

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください



オフィス家具販売
レイアウト変更
文具事務用品販売

名入れギフト商品

防災用品販売

株式会社 トミヤ

<http://www.tomiya-inc.co.jp>

〒231-0064 横浜市中区野毛町4-173-2
TEL 045(250)1038(代) FAX 045(250)1034
Mail info@tomiya-inc.co.jp

外国につながる人々の安心を積み重ねて

「ユッカの会（多文化高齢社会ネットかながわ）の活動」



「1人でも多くの人がつながれる場づくりをしたい」と門さん

本県には、さまざまな背景から住み始めた「外国につながる人」が多く暮らしています。昨今、彼らは高齢期を迎え、子ども世代が介護するようになってきています。しかし、母文化との違いや言葉の壁などにより、介護保険制度を十分に知ることができず、介護保険サービスが必要な時に適切な形で利用できない人が多く見られます。こうした状況を受け、ユッカの会（11面参照）の事業グループとして、「多文化高齢社会ネットかながわ（以下、TKNNK）」が設立されました。TKNNKでは、本県に暮らす多文化の背景を持つ人たちと、言葉や文化、宗教の違いを超えて共に暮らしやすい地域づくりを目指しています。メンバーは、社会福祉、介護福祉、地域日本語、日本語教育、多文化ソーシャル



「関わった子どもたちの成長は、自分の孫のようにうれしい」と川西さん

ワーク等の実践経験を持つ、多職種・多領域で構成されています。横浜国際交流協会職員でもある門美由紀さんは、社会福祉士、研究者として、県内外で多職種・多領域の仲間と多文化共生のネットワーキング、調査、勉強会を行ってきました。TKNNK総括として「外国につながる人々も、安心して子育てや年を重ねることができるよう、少しい『安心』を積み重ね、拡げていく取り組みをすすめていきたい」と活動への想いを語ります。企業を退職後にユッカの会で活動を始めた川西良春さんは、企業時代の経験から、相手の話をじっくりと聞くことが得意。外国につながる人たちと一緒にイベントの企画・実施をしています。「日本語教室など、教えるという感覚ではなく、自分も一緒に勉強する友人



「外国につながる人も皆が隣人として共に楽しみ、力を出し合う地域にしたい」と木野さん

として活動しています」と顔をほころばせません。木野美穂さんは、日本語教師を経て外国につながる人たちの暮らしに近い活動をしたとユッカの会に参加。会が1990年代当時に、外国につながる人たちを生活者として捉え、多方面の活動を展開していたことに魅力を感じたとのこと。「TKNNKの活動を通して福祉、教育、国際理解、市民活動などさまざまな分野の人たちがさらに学び合い、連携を深めてゆけるといいですね」と期待を語ってくれました。TKNNKは「もっと当事者の声を聞き、そこからみんなが暮らしやすい地域をつくっていきたい」という出発点を大切に、グループ内外のつながりを大事にしながら活動を広げていきます。

TKNNKの関連記事は、11面に掲載しています。

（企画課）



神奈川県弁護士会
成年後見センター みまもり

成年後見のことなら、どなたでも、どの段階でも弁護士が相談を受けます。

まずはお電話ください「みまもりダイヤル」

045-211-7720 成年後見に関する無料電話相談（20分以内）

神奈川県弁護士会 〒231-0021 横浜市中区日本大通9

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています